



2023年3月23日

各 位

上 場 会 社 名 株式会社 瑞光  
代 表 者 代表取締役社長 梅林 豊志  
(コード: 6279 東証スタンダード市場)  
問合せ先責任者 経営戦略部長 二宮 基  
(TEL. 072-648-2215)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2023年3月23日開催の取締役会において、2023年5月18日開催予定の第60回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 当社グループにおける今後の業務範囲の拡大および新分野への展開を見据え、現行定款第2条（目的）につきまして事業目的を追加するものであります。
- (2) 本日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」で別途開示しておりますとおり、当社は、第60回定時株主総会での承認を前提として、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を可能とすることを目的として、監査等委員会設置会社に移行することとしました。これに伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- (3) 取締役会の柔軟な運営を可能とするため、現行定款第22条を変更し、取締役会の招集権者および議長を取締役会においてあらかじめ定めた取締役とするものであります。
- (4) 業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することができる旨の条項として現行定款第27条の変更を行うものであります。  
なお、現行定款第27条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2023年5月18日（予定）  
定款変更の効力発生日 2023年5月18日（予定）

以上

現行定款	変更案
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。
1. 下記の製品の設計、開発、製造、販売、据付および修理ならびにそれらの指導	1. 下記の製品の設計、開発、製造、販売、据付および修理ならびにそれらの指導
(1) 生理用ナプキン、紙オムツ、母乳パッド、ベッド用シート、マスク等の衛生用品製造機械	(1) 生理用ナプキン、紙オムツ、母乳パッド、ベッド用シート、マスク等の衛生用品製造機械
(2) 医療機器・医療機器中間材料等製造機械	(2) 医療機器・医療機器中間材料等製造機械
(3) ペットケア用品製造機械	(3) ペットケア用品製造機械
(4) 繊維機械、紙パルプ機械、紙工機械、印刷機械、計数機械、包装機械、各種車両・運搬機械、医療機械、その他各種産業用および一般用機械機器装置	(4) 繊維機械、紙パルプ機械、紙工機械、印刷機械、計数機械、包装機械、各種車両・運搬機械、医療機械、その他各種産業用および一般用機械機器装置
2. 古物の売買、修理・加工、流通、受委託販売、レンタル・リースおよび輸出入	2. 古物の売買、修理・加工、流通、受委託販売、レンタル・リースおよび輸出入
3. 不動産の賃貸、売買および管理	3. 不動産の賃貸、売買および管理
4. 電気および熱の供給	4. 電気および熱の供給
5. 労働者派遣事業	5. 労働者派遣事業
6. 金融業、総合リース業	6. 金融業、総合リース業
7. 倉庫業、道路運送事業、貨物自動車運送事業、貨物運送取扱事業および旅行業	7. 倉庫業、道路運送事業、貨物自動車運送事業、貨物運送取扱事業および旅行業
8. 一般廃棄物および産業廃棄物の処理、リサイクル設備の設計、開発、製造、販売、据付および修理ならびにそれらの指導	8. 一般廃棄物および産業廃棄物の処理、リサイクル設備の設計、開発、製造、販売、据付および修理ならびにそれらの指導
9. 前各号の事業に付随する原材料、製品、装置、システムおよびソフトウェアの設計、開発、製造、販売、据付、修理ならびにそれらの指導	9. <u>介護保険法に基づく居宅サービス事業、第一号事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業</u>
<u>10.</u> 前各号の事業に付随する原材料、製品および副産物の輸出入	<u>10.</u> 前各号の事業に付随する原材料、製品、装置、システムおよびソフトウェアの設計、開発、製造、販売、据付、修理ならびにそれらの指導
<u>11.</u> 前各号に付随する一切の業務	<u>11.</u> 前各号の事業に付随する原材料、製品および副産物の輸出入
	<u>12.</u> 前各号に付随する一切の業務
第3条 (条文省略)	第3条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第5条～第9条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する手続きおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>第12条～第17条 (条文省略)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は<u>10</u>名以内とする。</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、<u>株主総会</u>において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第5条～第9条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議または<u>取締役会の決議により委任を受けた取締役の決定</u>によって選定する。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する手続きおよび手数料は、法令または本定款のほか、<u>取締役会または取締役会の決議により委任を受けた取締役</u>の定める株式取扱規則による。</p> <p>第12条～第17条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) は、<u>5</u>名以内とする。</p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役 (以下、「監査等委員」という。)</u> は、<u>5</u>名以内とする。</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議</u>によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができる。</p>
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 取締役会は、取締役社長が招集し、<u>その議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</u></p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 取締役会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会において定めた取締役がこれを招集し、議長となる。ただし、当該取締役に事故があるときまたはこれが欠けたときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</u></p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役および<u>監査役</u>に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の時は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役および監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の時は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した時は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。<u>た</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した時は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>だし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>	
<p>(新 設)</p>	<p>(<u>重要な業務執行の決定の取締役への委任</u>)</p>
<p>(取締役会規程)</p> <p>第25条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>	<p>第25条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>
<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益<u>（以下「報酬等」という。）</u>は、株主総会の決議をもって定める。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p>
<p>(<u>社外取締役との責任限定契約</u>)</p> <p>第27条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(<u>非業務執行取締役との責任限定契約</u>)</p> <p>第28条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>(<u>監査役員の員数</u>)</p> <p>第28条 当社の監査役は、<u>3名以上5名以内とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(<u>監査役を選任方法</u>)</p> <p>第29条 監査役は、株主総会において選任する。  <u>2. 監査役を選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(<u>監査役任期</u>)</p> <p>第30条 監査役任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>2. 任期满了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p>(常勤の監査役)</p>	<p>(常勤の監査等委員)</p>
<p>第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>第29条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
<p>(監査役会の招集通知)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p>
<p>第32条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>第30条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の時は、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(監査役会規程)</p>	<p>(監査等委員会規程)</p>
<p>第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>第31条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
<p>(監査役の報酬等)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</p>	
<p>(社外監査役との責任限定契約)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第35条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	
<p>(事業年度)</p>	<p>(事業年度)</p>
<p>第36条～第39条 (条文省略)</p>	<p>第32条～第35条 (現行どおり)</p>
<p></p>	<p>附 則</p>
<p></p>	<p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p>
<p></p>	<p>第60回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第35条の定めるところによる。</p>